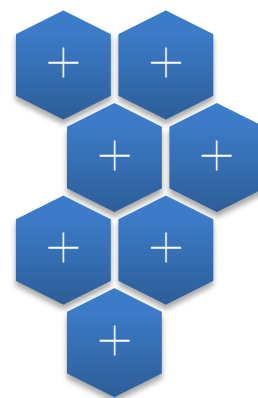
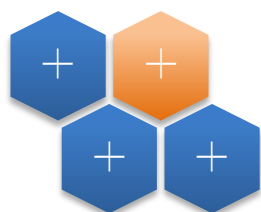


第4次結城市行政改革大綱

平成 25 年度 ▶ 平成 29 年度



平成 26 年 1 月
茨城県 結城市

目 次

第 1	これまでの行政改革の取り組み	1
第 2	第 4 次結城市行政改革大綱の基本的な考え方	
1	策定の目的	3
2	基本目標	3
3	基本方針	4
4	重点項目	5
5	推進期間	5
6	推進方法	5
第 3	第 4 次結城市行政改革大綱の推進項目	
(1)	行政運営の効率化と公共施設の見直し	6
(2)	自主財源の確保と経費節減合理化等 による財政の健全化	7
(3)	効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	7
(4)	定員管理及び給与の適正化	8
(5)	人材の育成と職員の意識改革	9
(6)	協働による市政の推進	10
(7)	参画機会の確保と透明性の向上	10
第 4	第 4 次結城市行政改革大綱 体系図	12
【参考】	第 4 次結城市行政改革大綱 推進体制／策定経過	13

第1 これまでの行政改革の取り組み

本市における行政改革の取り組みについては、市制施行後から総合計画等に掲げて取り組んできましたが、昭和60年に「結城市行政改革大綱」を策定し、改革のための指針を明確にしてからは、国・県の動向も踏まえ、時代に対応した改革を推進するため、数次に渡る大綱の改訂を実施してきました。

昭和60年に策定した「結城市行政改革大綱」では、急速な円高による低成長期にあって財政基盤の強化が求められる中、市民の意見反映のため市民代表による「結城市行政改革推進懇談会」（結城市行政改革推進委員会の前身）をはじめて設置し、意見提言をいただきながら、経常経費の節減、人員の抑制、事務事業の民間委託などに取り組みました。

主な改革事項	・ 議員定数の削減（30人→28人→26人）
	・ 住民基本台帳の電算化
	・ 組織機構の見直し（財務部の設置、下水道部と水道部の統合等）

平成8年には、結城市行政改革大綱の見直しを行い、「改訂：結城市行政改革大綱」により、行政に対する市民ニーズの多様化、高度・専門化に加え、急激に進む地方分権に対応するため、公正・透明な行政運営のための行政情報の公開、民間委託の活用、組織機構の見直しなどの行政改革を推進しました。

主な改革事項	・ 情報公開制度導入のためのファイリングシステムの構築
	・ 議員定数の削減（26人→24人）
	・ 城南保育所と小田林保育所の統合（城西保育所の新設）

平成12年には、これまでの行政改革の経緯と実績を踏まえ、市民の期待に応える新たな視点に立った改革を推進するため「新・結城市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや行政の情報化等行政サービスの向上、公共工事の合理化などを重点事項として、より確実な改革の実行を進めました。

主な改革事項	• 行政評価システムの導入
	• 市長などの特別職給料等の削減（市長10％，助役等5％）
	• 小規模工事などの契約希望者登録制度の導入

平成17年には、引き続き行政改革を推進するために「第3次結城市行政改革大綱」を策定しました。

また、行政改革をより強力に推進するため具体的な目標数値を設定し、その評価を分かりやすくするために「行政改革集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営のための重点課題として、行政の組織や事務事業の見直し、職員定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化などに積極的に取り組みました。

主な改革事項	• 市税などのコンビニ収納の導入
	• 学校給食調理配送業務，水道業務（一部）の民間委託
	• 玉岡幼稚園の廃止（施設の民間譲渡）
	• 職員定数の削減（約10％）
	• 特殊勤務手当の廃止（8種類）
	• 議員定数及び議員報酬の削減（24人→21人→19人，5％）
	• 公用車台数の削減（約10％）

以上のような取り組みを経て、本市の行政改革は着実な効果を上げてきたところであり、また、成果を広く市民に公表することで、理解と共感を得ることができたとも考えます。

しかしながら、本市を取り巻く状況は今後も楽観視できる状況にはなく、少子高齢化の進展や公共インフラの大量更新時期を迎える中で、今まで以上に無駄をなくし、事業の「選択と集中」を進め、メリハリのある行政運営が必要であるといえます。

第2 第4次結城市行政改革大綱の基本的な考え方

1 策定の目的

本市では、平成23年度から10年間を計画期間とし、将来都市像である【みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城】を実現するために、「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」、「地域資源を活用した活力あるまちづくり」、「市民の力で築く個性豊かなまちづくり」の3点を基本理念として掲げた【第5次結城市総合計画】を策定しました。

第4次結城市行政改革大綱は、【第5次結城市総合計画】の実行を下支えるものであり、総合計画に掲げた施策・事業を効果的かつ効率的に実施していくため、本市が取り組むべき改革の考え方や方向性を明らかにするために策定するものです。

2 基本目標

持続可能な行政運営基盤の構築を目指して

今後いっそう進展すると見込まれる地方分権やグローバル化により予断を許さない経済情勢など、本市を取り巻く情勢は日々変化を続けています。

このような中、総合計画を推進し、また、行政サービスの水準を向上・維持していくためには、突発的・短期的な事象に左右されることなく、中長期的に安定した行政運営を持続できるだけの、強固で筋肉質な行政基盤を構築する必要があります。

よって「持続可能な行政運営基盤の構築を目指して」を本大綱の基本目標として掲げ、行政改革を推進します。

3 基本方針

本大綱の基本目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、行政改革に取り組みます。

I 自立した財政運営の構造づくり

社会構造の変化により、税収の先行きが不透明な上、国・県からの補助金や地方交付税などが施策的に削減される中、限られた財源を効果的に市民サービスに還元し、かつ、サービスの水準を維持していくには、行政が担うべき役割を明確にしたうえで、身の丈に合った財政運営を実現する必要があります。

そのために、「入るを量りて出づるを制す」の精神のもと、可能な限り自主財源の確保に努め、徹底的に事業のスクラップアンドビルドを実行して、他に依存しない自立的・自主的な財政構造をつくります。

II 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり

目まぐるしく変わる社会環境や、国・県の情勢の変化などに迅速かつ機動的に対応するためには、スリムでありながらも柔軟な行政組織と、高い専門的能力やプロフェッショナルとしての意識をもった行政職員の存在が不可欠です。

そのために、中長期的な視点に立って行政組織の機構と職員の定数を見直し、また人材育成に力を入れ、職員個々の資質を向上させる取り組みを行います。

III 市民と行政がともに支え合う体制づくり

多種多様な市民ニーズや地域課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政が互いに果たすべき役割と責任を分担し、「協働」の理念のもとにパートナーシップを確立することが必要です。

そのために、市民が市政に参画しやすい環境整備や積極的な情報公開に努め、市民と行政の信頼関係をより強くするための体制をつくります。

4 重点項目

本大綱を着実に推進していくため、次の項目を基本方針に則った重点項目として定め、実行します。

- (1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し
- (2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化
- (3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し
- (4) 定員管理及び給与の適正化
- (5) 人材の育成と職員の意識改革
- (6) 協働による市政の推進
- (7) 参画機会の確保と透明性の向上

5 推進期間

本大綱の推進期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

6 推進方法

本大綱に基づき、具体的な取り組みについてのスケジュールや数値目標を定めた「第4次行政改革大綱行動計画」を併せて策定し、推進します。

「第4次行政改革大綱行動計画」については、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて随時見直しを行います。

第3 第4次結城市行政改革大綱の推進項目

本大綱の重点項目ごとに、具体的な取り組み内容である推進項目を定め、行政改革に取り組みます。

(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し

市民ニーズに即した事務事業の見直しと実施手法を検討し、行政評価と連携して、事務事業の整理合理化を図ります。

公共施設の運営について、指定管理者制度の適用の可否を検討し、運営手法の効率化を図ります。また、老朽化した施設については、施設の在り方や存続・休廃止、更新手法などを総合的に検証し、今後の方向性を検討します。

推進項目	取組内容
①事務事業の見直し	・スクラップアンドビルドによる事務事業の整理合理化を行い、体系的で分かりやすい予算を作成する。
②番号制度の活用検討	・今後導入される番号制度（マイナンバー制度）について、市民サービスの向上と事務の効率化につながる活用方法の検討を行う。
③行政評価の推進	・事務事業評価に加え、施策評価及び外部評価を本格実施し、実施計画や基本計画の策定に活用する。
④指定管理者制度の見直し	・指定管理者制度を導入している施設について、運営方法の再検討を行う。
⑤公共施設白書の作成と施設更新計画の策定	・公共施設の現況を把握するための白書を作成し、それを基に、公共施設の更新手法についての総合的な計画を策定する。

(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化

市税や料金収入の確保について、課税客体などの正確な把握に努めるとともに、納税意識の向上と徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。また使用料及び手数料について、受益者負担の原則のもとに適正化のための見直しを行います。

公営企業会計の経営の健全化を図り、一般会計からの繰出金を適正化することにより、経常経費の節減に努めます。

推進項目	取組内容
①みなす課税の実施	・土地区画整理事業実施地区のみなす課税を行う。
②特別徴収の推進	・企業等に働きかけを行い、市民税の特別徴収を推進する。
③債権の一元管理の検討	・市の保有する債権（市税の滞納等）の一元管理の手法を研究し、検討を行う。
④使用料・手数料・負担金の見直し	・使用料・手数料について受益者負担の原則に則り、対象者と額の検証を行う。また、加盟団体等の負担金についても必要性の検証を行う。
⑤公営企業会計の健全化の推進	・事業計画の策定を通して経営の健全化を図り、一般会計繰出金を縮減する。

(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し

簡素で機能的な組織を基本として、機構と出先機関等の見直しを行います。また、全庁的な取り組みが必要な課題に対しては、組織横断的なプロジェクトチームを活用し、組織運営の迅速化を図ります。

土地開発公社や第三セクターはもとより、市と人的・財政的に密接な関係にある全ての団体について、設立の趣旨や現状を再検証し、今後の展開を見据えた上で、適切な組織の在り方と市の関与について検討します。

推 進 項 目	取 組 内 容
①行政組織機構と事務決裁規程の見直し	・市民サービスの向上に資する組織機構の見直しを実施する。また、事務決裁規程を見直し、意思決定の効率化を図る。
②出先機関等の再編検討	・保育所、学校を含めた出先機関等について、規模と配置の適正化、運営の効率化を図るため、再編の検討を行う。
③プロジェクトチームと庁議の活用	・政策員制度を利用したプロジェクトチームの活用を図り、併せて庁議による政策決定の体制を構築する。
④外郭団体等の自立促進	・市と関連の深い外郭団体等について、運営に積極的に関与し、自立を促進して補助金等の縮減を図る。
⑤筑西広域市町村圏事務組合の在り方の協議	・構成市間での協議を行い、事務組合の事業、予算等についての関与を深め、改善を求める。

(4) 定員管理及び給与の適正化

職員定数の見直しを行い、計画的な職員採用を実施します。また、退職職員の再任用制度を実施し、嘱託・臨時職員を含めた最適な人員配置を検討します。

職員給与については国準拠を基本とした上で、職員の能力・実績を重視した給与体系への転換を検討します。また、各種手当や休暇制度についても、制度の趣旨を踏まえた上で見直しを行います。

推 進 項 目	取 組 内 容
①定員管理計画の策定	・中期的な定員管理計画を策定し、併せて嘱託、臨時職員についても計画的な雇用を実施する。

推 進 項 目	取 組 内 容
②再任用制度の実施	・退職職員の再任用について、制度設計を行い適切な運用を図る。
③人事評価の研究と導入	・公正かつ客観的な人事評価制度の構築のための研究と検討を行い、導入を目指す。
④各種手当の見直しと特別休暇等の整理統合	・職員手当の種類、基準、額を見直し、また、特別休暇等についても制度の趣旨に沿った改正を行う。

(5) 人材の育成と職員の意識改革

「結城市人材育成基本方針」に基づき、各種の研修等を実施して職員の能力・資質の向上に努めます。また、職員一人ひとりが市の抱える課題に対して、主体的に提案・立案し改革に取り組めるような職場環境の醸成に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

推 進 項 目	取 組 内 容
①人材育成基本方針の見直し	・「結城市人材育成基本方針」を見直し、目指すべき職員像を明確にする。
②効果的な職員研修体系の整備	・職員の資質の向上と、意識改革を軸とした研修体系を整備し、人材育成に努める。
③専門職の任用と活用	・保健師や主任介護支援専門員等、専門的な資格と能力を必要とされる職種について、計画的な雇用と配置、育成の計画を作成し、効果的な活用を図る。
④労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	・時間外勤務や休日勤務の管理を徹底し、また、心の不調を訴える職員の支援体制を整備する。

(6) 協働による市政の推進

「結城市協働のまちづくり指針」に基づき、協働のまちづくりの理念の啓発に努め、社会貢献活動を行う市民団体等を育成・支援し、市民活動支援センターの利用促進を図ります。また、公共施設の運営に関して、民間活力を利用した手法について検討します。

既存の市単独補助金について、公募型補助金（協働のまちづくり推進事業補助金）への転換を促し、有効活用を図ります。

推進項目	取組内容
①協働のまちづくり指針の見直し	・「結城市協働のまちづくり指針」を見直し、目指すべき「協働」像を明確にする。
②市民活動支援センターの利用促進	・市民活動支援センターの運営について、市民が利用しやすい体制を構築し、利用促進を図る。
③公共施設ボランティア制度の導入検討	・公共施設の維持管理や運営に、民間活力の活用を図るための制度の研究と検討を行う。
④公募型補助金の拡充	・「協働のまちづくり推進補助金」制度の利活用を促進し、既存補助金からの転換を促す。

(7) 参画機会の確保と透明性の向上

パブリックコメント制度の実施や審議会等の公開を積極的に推進し、市民の行政への参画機会の確保に努めます。また、審議会等の公募委員や女性委員の登用増加に努めます。

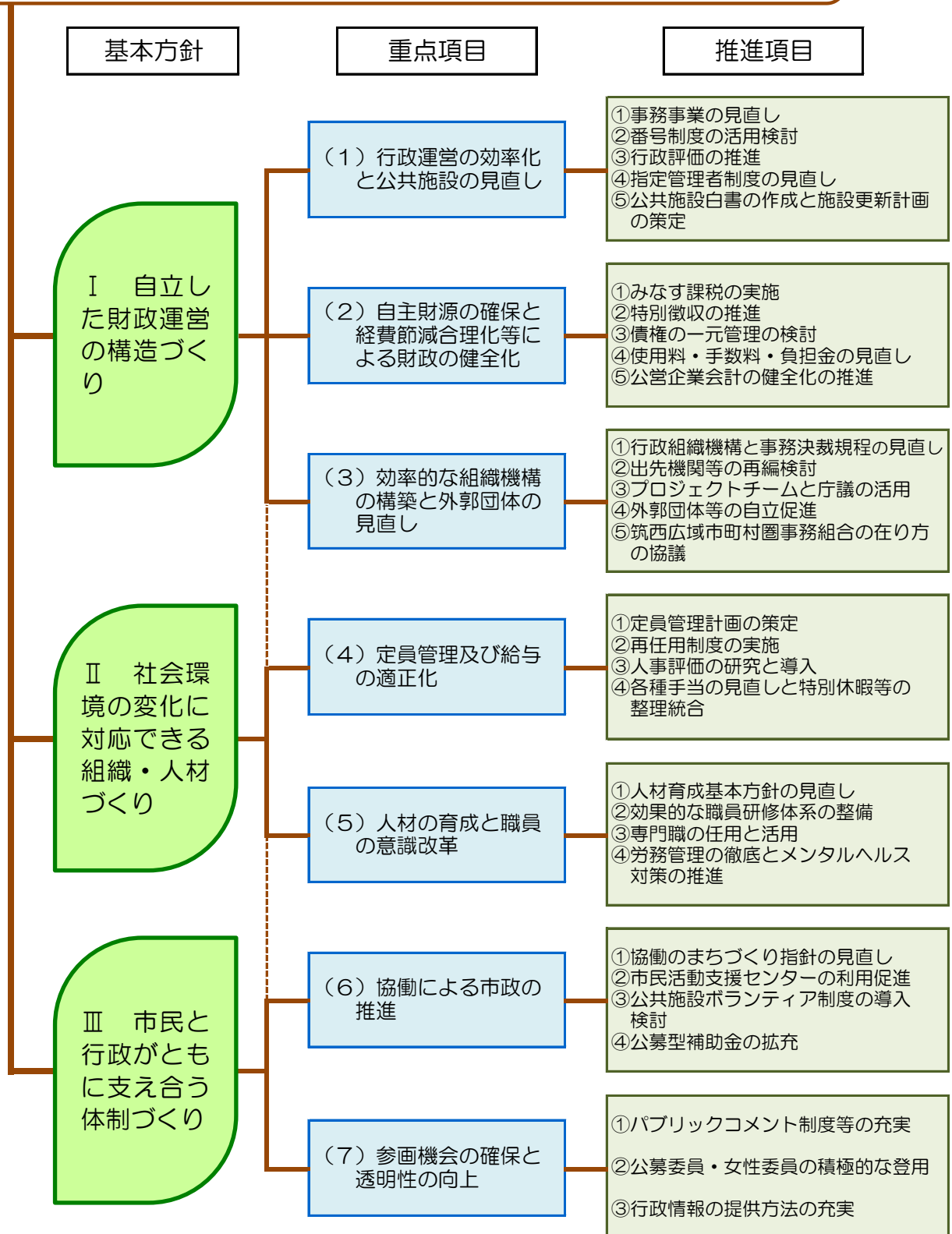
ホームページや広報紙を利用した市政についての情報公開を徹底し、また、新たな情報の発信手法についても検討します。

推 進 項 目	取 組 内 容
①パブリックコメント制度等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント制度や審議会等の公開について、市民が意見を出しやすいよう、制度の見直しを実施する。
②公募委員・女性委員の積極的な登用	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等における、公募委員と女性委員の登用増加を図る。
③行政情報の提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報紙を利用した広報体制の充実を図り、併せてケーブルテレビ等新しいメディアを用いた情報発信について検討する。

第4 第4次結城市行政改革大綱 体系図

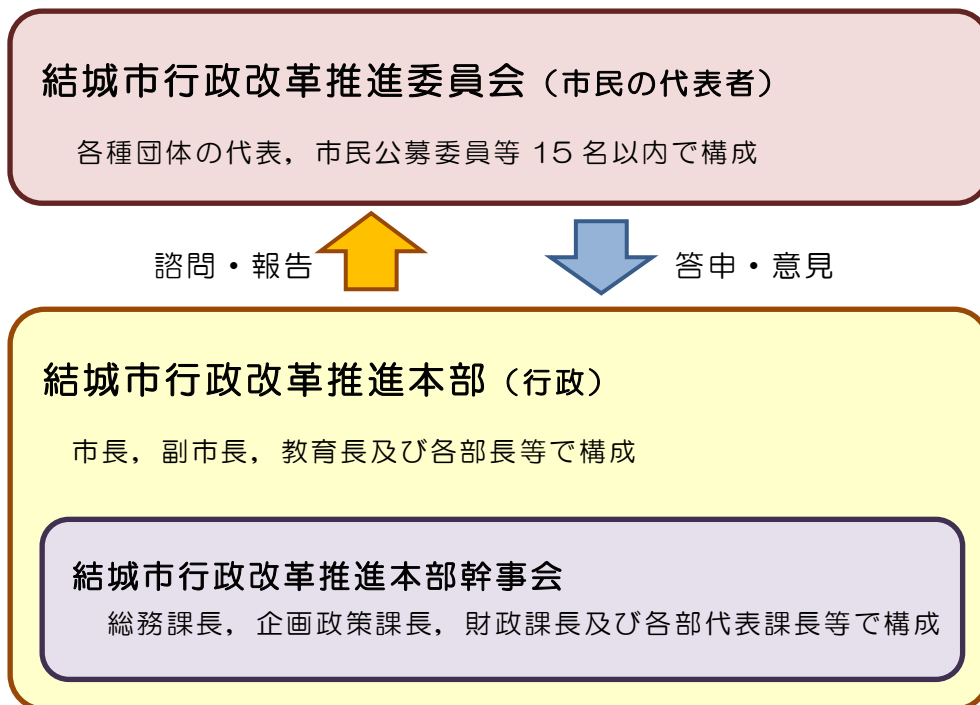
基本目標

持続可能な行政運営基盤の構築を目指して



【参 考】

■ 第4次結城市行政改革大綱 推進体制



■ 第4次結城市行政改革大綱 策定経過

平成 25 年 5 月 31 日	第 1 回 行政改革推進本部幹事会	スケジュール調整
6 月 12 日	第 1 回 行政改革推進委員会	スケジュール説明
7 月 2 日	第 2 回 行政改革推進本部幹事会	「基本的な考え方」調整
23 日	第 1 回 行政改革推進本部会議	「基本的な考え方」決定
8 月 6 日	第 2 回 行政改革推進委員会	「基本的な考え方」審議
10 月 7 日	第 3 回 行政改革推進本部幹事会	「推進項目」調整
23 日	第 2 回 行政改革推進本部会議	「推進項目」決定
11 月 12 日	第 3 回 行政改革推進委員会	「推進項目」審議
15 日	第 4 回 行政改革推進本部幹事会	大綱（案）調整
25 日	第 3 回 行政改革推進本部会議	大綱（案）決定
12 月 4 日	第 4 回 行政改革推進委員会	大綱（案）審議
12 月 16 日	パブリックコメント実施	平成 26 年 1 月 15 日まで
平成 26 年 1 月 20 日	第 4 回 行政改革推進本部会議	大綱決定

第4次結城市行政改革大綱

問合せ先：結城市市長公室総務課人事係

〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447 番地

TEL 0296-32-1111(代表) / FAX 0296-32-5917

ホームページアドレス <http://www.city.yuki.lg.jp/>



第4次結城市行政改革大綱
